平成２１年（フ）第２９号
北海道紋別市北浜町１丁目11番22号
債務者　藤川　光子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第６５９号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森164番地８
債務者　内川　克己
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４９号
岩手県岩手郡雫石町長山晴山82番地４
債務者　晴山　龍二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５４号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第４地割39番地13
債務者　海上　洋司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字迫135番地１
ファミリーハウスⅢＣ号
債務者　藤沼　久子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６４号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字滝向１番地５　滝向荘103号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山301番地１
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７６９号
盛岡市西仙北１丁目37番４―205号
債務者　山中　　忠
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９２号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西136番地の11、前住所福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下３番地の２
債務者　金田威一郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
埼玉県越谷市大字南荻島4408番地９、前住所埼玉県吉川市吉川２丁目28番地15
債務者　細野みや子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷269番地13　コーポＡ―Ｂ号
債務者　石井　善衛
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３１号
新潟県上越市木田３丁目１番５号
債務者　本山　美希（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第６５３号
岐阜市日野東３丁目６番27号サンライズかつらぎＢ101号室
債務者　豊田　厚子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６６号
岐阜市諏訪山１丁目15番２号
債務者　奥村　和子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６７１号
岐阜県瑞穂市古橋1750番地１　ハイツ高田301号
債務者　本宮　雅也（旧氏名佐野将也）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
岐阜県羽島郡岐南町八剣９丁目116番地
債務者　井上　榮二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６７９号
岐阜県各務原市蘇原野口町４丁目38番地ユニメントナカノ201号
債務者　渡邉　幸夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所